

司法制度改革推進計画に基づく主な措置事項（平成14年度）

国民の期待に応える司法制度の構築

1 民事司法制度の改革

【民事裁判の充実・迅速化等】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として裁判の迅速化を図ることを内容とする「裁判の迅速化に関する法律案」を平成15年通常国会に提出。

計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設、特許権等関係訴訟事件の専属管轄化等に関し、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実】

人事訴訟の家庭裁判所への移管等に関し、「人事訴訟法案」を平成15年通常国会に提出。

簡易裁判所の管轄の拡大、少額訴訟の訴額の上限の引上げに関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【民事執行制度の強化】

民事執行制度の強化に関し、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【裁判所へのアクセスの拡充】

訴え提起の手数料額の見直し、民事訴訟等の費用の額の算出方法の簡素化等に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

民事法律扶助の拡充に関し、自己破産事件の急増等を踏まえ、平成14年度において当初予算約30億円のところ約3億円の補正予算措置を講じるとともに、平成15年度予算案において約5億円増の約35億円を計上。

【裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化】

ADRに関する関係機関等の連携強化に関し、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置するとともに、同会議において、「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」を取りまとめ。

ADRに関する制度基盤の整備に関し、「仲裁法案」を平成15年通常国会に提出。

2 国際化への対応

【法整備支援の推進】

法整備支援の推進に関し、関係省庁において、アジア地域の開発途上国等への法制度整備支援を引き続き推進。

【弁護士の国際化】

弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

司法制度を支える体制の充実強化

1 法曹人口の拡大

【法曹人口の大幅な増加】

司法試験管理委員会において、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定するとともに、平成14年度の司法試験においては、1,183人の合格者を決定。

【裁判所、検察庁等の人的体制の充実】

裁判官については、平成14年度において判事30人、判事補15人の増員を行ったところであり、平成15年度についても、同様の増員を図るための法改正を行った。

検察官についても、平成14年度及び同15年度において、それぞれ検事39人が増員された。

裁判所職員、検察庁職員や、矯正・保護・訟務関係職員についても所要の増員等。

2 法曹養成制度改革

【法科大学院】

法科大学院制度を設けることに関し、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案」、「学校教育法の一部を改正する法律案」を平成14年臨時国会に提出し、可決・成立。

中央教育審議会答申（平成15年1月23日）に基づき、法科大学院に係る設置基準を策定。

裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教員としての業務を行うための派遣に関し、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案」を平成15年通常国会に提出。

資料 2

【司法試験・司法修習】

法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験及び新司法試験実施後の司法修習に関し、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案」を平成14年臨時国会に提出し、可決・成立。

3 弁護士制度の改革

【弁護士の活動領域の拡大】

弁護士法上の公務就任制限の撤廃と弁護士の営利業務従事制限の緩和に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【弁護士報酬の透明化・合理化】

弁護士の報酬規定を日弁連・弁護士会会則の必要的記載事項から削除することに関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【弁護士会の在り方】

弁護士の綱紀・懲戒手続の整備に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【隣接法律専門職種の活用等】

隣接法律専門職種の活用等に関し、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」、「弁理士法の一部を改正する法律案」を平成14年通常国会に提出し、可決・成立。

【企業法務等の位置付け】

司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対する弁護士資格の付与等に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

4 検察官制度の改革

【検察官に求められる資質・能力の向上等】

公益的活動を行う民間団体や民間企業に、検事を一定期間派遣する制度の導入等。

【検察庁運営への国民参加】

検察庁においてホームページを開設し、その中で一般人からの意見を受け付けるコーナーを設けるとともに、最高検察庁に、各界の有識者で構成される検察運営に関する懇談会を設置。

5 裁判官制度の改革

【給源の多様化・多元化】

民事調停官及び家事調停官の制度の創設（いわゆる非常勤裁判官制度の導入）に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【裁判官の任命手続の見直し】

最高裁において、最高裁に、その諮問を受け下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関として「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」を設置することを内容とする下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則（平成15年最高裁規則第6号）を制定。

【裁判所運営への国民参加】

最高裁において、裁判所の運営について国民の意見等を反映させることを可能とする機関として、「地方裁判所委員会」及び「家庭裁判所委員会」を設置することを内容とする地方裁判所委員会規則（平成15年最高裁規則第9号）及び家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁規則第10号）を制定。

【最高裁裁判官の選任等の在り方】

本部事務局が委嘱した法学者による研究チームにより、外国の制度の調査を実施した上、検討会において検討し、その結果に基づいて「議事整理メモ」を作成するとともに、最高裁裁判官の国民審査公報について、字数制限を撤廃するなどの見直しの方向性が取りまとめられた。

司法制度の国民的基盤の確立

【分かりやすい司法の実現】

平成14年臨時国会に「会社更生法の一部を改正する法律案」等を提出し、その成立をみるとともに、平成15年臨時国会に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」、「人事訴訟法案」及び「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を提出するなど、基本法制の整備を引き続き推進。

【司法教育の充実】

小・中・高等学校を通じ、法の意義、日本国憲法と基本的人権の尊重、裁判制度の概要等に関する指導が行われているほか、検察庁において、主に小・中学生等を対象とする「移動教室プログラム」や「出前教室プログラム」、主に高校生以上を対象とする「刑事裁判傍聴プログラム」等を実施。

【司法に関する情報公開の推進】

検察庁における情報公開・提供の推進に関し、ホームページを開設して検察庁の業務や被害者支援のための制度等を紹介するほか、検察の役割や刑事手続の流れについて分かりやすく説明した広報用ビデオを作成し、これを各種団体からの求めに応じて貸与。